

平成30年3月2日招集

平成30年 第1回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）	1
議案第2号	公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第3号	佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第4号	佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第5号	佐渡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	9
議案第6号	佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第7号	佐渡市子ども未来応援基金条例の制定について	15
議案第8号	佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第9号	佐渡市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第10号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第11号	佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	24
議案第12号	佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42

議案第13号	佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第14号	佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第15号	佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第16号	佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第17号	佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第18号	佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第19号	佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第20号	佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第21号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第22号	佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第23号	佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	79

議案第24号	佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について	81
議案第25号	公の施設に係る指定管理者の指定について (さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター)	83
議案第26号	佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	84
議案第27号	財産の無償譲渡について(佐渡太鼓体験交流館用地)	85
議案第28号	市道路線の認定について	86
議案第29号	市道路線の変更について	87
議案第30号	佐渡市辺地総合整備計画(平成28~30年度)の変更について	89
議案第31号	平成29年度佐渡市一般会計補正予算(第12号)について	90
議案第32号	平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	90
議案第33号	平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	90
議案第34号	平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第4号)について	90
議案第35号	平成29年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算(第1号)について	90
議案第36号	平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第4号)について	90
議案第37号	平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第3号)について	90

議案第38号	平成29年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について	90
議案第39号	平成29年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について	90
議案第40号	平成29年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について	90
議案第41号	平成29年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について	90
議案第42号	平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について	90
議案第43号	平成30年度佐渡市一般会計予算について	90
議案第44号	平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	90
議案第45号	平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	90
議案第46号	平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算について	91
議案第47号	平成30年度佐渡市下水道特別会計予算について	91
議案第48号	平成30年度佐渡市小水力発電特別会計予算について	91
議案第49号	平成30年度佐渡市歌代の里特別会計予算について	91
議案第50号	平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	91

議案第51号	平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計予算 について	91
議案第52号	平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計予算に ついて	91
議案第53号	平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算 について	91
議案第54号	平成30年度佐渡市真野財産区特別会計予算に ついて	91
議案第55号	平成30年度佐渡市病院事業会計予算について	91
議案第56号	平成30年度佐渡市水道事業会計予算について	91

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年 3 月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

専決第2号

専決処分書

平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年1月29日

佐渡市長

三浦 基裕

（予算書別紙添付）

議案第2号

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例（平成16年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 新潟県厚生農業協同組合連合会
- (3) 一般社団法人佐渡観光交流機構
- (4) 一般財団法人佐渡市スポーツ協会

第2条第1項に次の1号を加える。

- (5) 一般財団法人佐渡文化財団

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第2号から第4号までの改正規定（第3号に係る部分に限る。） 規則で定める日
- (2) 第2条第1項に1号を加える改正規定 規則で定める日

議案第 3 号

佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 3 月 2 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

佐渡市支所及び出張所設置条例（平成16年佐渡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表佐渡市役所新穂行政サービスセンターの項中「佐渡市新穂瓜生屋490番地」を「佐渡市新穂瓜生屋501番地」に改める。

附 則

この条例は、平成30年5月7日から施行する。

議案第4号

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例

佐渡市公民館条例（平成16年佐渡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表新穂地区公民館の項中「佐渡市新穂瓜生屋490番地」を「佐渡市新穂瓜生屋501番地」に改める。

別表新穂地区公民館の部及び小木地区公民館の部を次のように改める。

新穂地区公民館	和室 1	100
	和室 2	200
	会議室	200
	第 1 学習室	200
	第 2 学習室	200
	第 3 学習室	400
	第 4 学習室	400
小木地区公民館	会議室	300
	和室	300
	第 1 学習室	200
	第 2 学習室	200
	第 3 学習室	100
	調理室	300

附 則

この条例は、平成30年5月7日から施行する。

議案第5号

佐渡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(佐渡市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 佐渡市国民健康保険条例(平成16年佐渡市条例第213号)の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 市が行う国民健康保険の事務

第1条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条(見出しを含む。)中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

(佐渡市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 佐渡市国民健康保険税条例(平成16年佐渡市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

（佐渡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正）

第3条 佐渡市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成16年佐渡市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条中「国民健康保険の保険給付に要する費用」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第6号

佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年佐渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第7号

佐渡市子ども未来応援基金条例の制定について

佐渡市子ども未来応援基金条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市子ども未来応援基金条例

(設置)

第1条 地域における児童福祉の推進を図ることを目的とする事業の経費に充てるため、佐渡市子ども未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、第1条の目的を達成するための経費に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限りに、予算の定めるところによりこれを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第8号

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例

佐渡市介護保険条例（平成16年佐渡市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号中「34,800円」を「37,200円」に改め、同条第2号中「52,200円」を「55,800円」に改め、同条第3号中「52,200円」を「55,800円」に改め、同条第4号中「62,600円」を「66,900円」に改め、同条第5号中「69,600円」を「74,400円」に改め、同条第6号中「83,500円」を「89,200円」に改め、同条第7号中「90,400円」を「96,700円」に改め、同条第8号中「104,400円」を「111,600円」に改め、同条第9号中「118,300円」を「126,400円」に改める。

第5条第2項中「第20条」を「第9条」に改め、同条第3項中「その金額」を「その全額」に、「すべて」を「全て」に改める。

第7条第3項中「確定した」の次に「日」を加える。

第12条第1項第1号中「生計」の次に「を主」を加える。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第19条中「この法律」を「法」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の佐渡市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（保険料率の特例）

第3条 平成30年度における保険料率は、新条例第4条第1号の規定にかかわらず、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第1号に掲げる者については、33,400円とする。

議案第9号

佐渡市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

佐渡市介護給付費準備基金条例（平成16年佐渡市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「介護保険の保険給付及び新潟県介護保険財政安定化基金の拠出に関する費用に不足を生じた場合の費用に充てるため」を「介護保険事業の健全な財政運営に資するため」に改める。

第2条中「毎年度」を削る。

第6条中「及び」の次に「地域支援事業並びに」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第10号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同項の(2)の力中「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表6の項の(3)中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項の(4)中「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項の(5)中「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表8の項の(1)中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項の(2)中「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第11号

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条－第32条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準）

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項の規定により指定の更新について準用する場合も含む。）の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支

援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の

職務に従事する場合

- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅

介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサ

ービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、

口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が、法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号にお

いて同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨(同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者による必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務

に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 個人情報の管理方法
- (7) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (8) 苦情への対応方法
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら

してはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、

法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び第3章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(管理者に関する経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第2項に規定する管理者とすることができる。

議案第12号

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）」

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第1条中「第78条の4第1項及び第2項」を「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第6条第1項第2号中「訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を「訪問介護員等」に改め、同条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」

に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第47条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の9第6号中「第5条の2」の次に「第1項」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス

（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主

として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供

するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第29条、第34条から第38条まで、第41条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第39条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。）」

を加え、「)) の事業」を「) の事業」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を加え、「以下とする」を「以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「、(第7項)」を「(第7項)に、「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中

「

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

」

を

「

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院

」

に改め、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項中「この条」を「この項」に、「) 及び」を「) に」に、「厚生労働省令」を「厚生省令」に、「(指定介護老人福祉施設基準)」を「(指定介護老人福祉施設基準)」に改め、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「) を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「指定地域密着型介護老人福祉施設に」

に、「場合の」を「場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回

以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「行う指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第191条第8項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直

勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第10条から第12条まで中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第14条の次に次の2条を加える。

第15条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第16条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第13号

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条第1項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「一日」を「1日」に、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表中

「

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

」

を

「

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療

法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院

」

に改める。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第14号

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年佐渡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改める。

第7条第7項を同条第8項とし、同条第6項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「のために」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第15号

佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年佐渡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第16号

佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例

佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例（平成16年佐渡市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「の規定により」を「に規定する」に改め、同項第1号中「法第8条第24項に規定する」を削り、同項第2号中「法第8条第9項に規定する」を削り、同項第3号中「法第8条の2第9項に規定する」を削り、同項第4号中「法第8条第21項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第17号

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例（平成21年佐渡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第25項」を「第8条第28項」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例

佐渡市漁港管理条例（平成16年佐渡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項中「190」を「180」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第19号

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

佐渡市道路占用料徴収条例（平成16年佐渡市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	470
	第2種電柱		720
	第3種電柱		970
	第1種電話柱		420
	第2種電話柱		670
	第3種電話柱		920
	その他の柱類		42
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	410
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	840
	郵便差出箱及び信書便差出箱		350
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,800
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	840	
法第32条第1項第2号の	外径が0.15m未満のも	長さ1mにつき1年	37

に掲げる物件	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		50	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		100	
	外径が0.4m以上1m未満のもの		250	
	外径が1m以上のもの		500	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1年	840
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		920	
	地下に設ける通路		550	
	その他のもの		840	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日
その他のもの		占有面積1㎡につき1月	180	
令第7条第1号に	看板(アーチである	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	180

掲げる物件	ものを除く。)	その他のもの	表示面積 1 m ² につき 1 年	1,800
	標識		1 本につき 1 年	670
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,800
		その他のもの		920
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 m ² につき 1 年	840
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 m ² につき 1 月	180
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				84
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.017 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.024 を乗じて得た額
	地下 (トンネルの上の地下を除く。) に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額

	の		た額
		階数が3以上のも	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条 第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第20号

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例

佐渡市都市公園条例（平成16年佐渡市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第1条の4に次の1項を加える。

- 2 一の都市公園に公園施設として設けられる運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第20条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が同項の規定による収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、収入の額を認定することができる。

第32条第2項中「第8条第2項」の次に「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第42条及び第43条中「第11条」を「第12条」に改める。

別表第1 単独住宅の表下戸浜住宅の項を削る。

別表第3 下戸浜住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市教職員住宅条例（平成16年佐渡市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第23号

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 小木体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第24号

佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の
制定について

佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例

佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例（平成16年佐渡市条例第174号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

議案第25号

公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
さわたコミュニティセンタービューさわた
佐和田大佐渡交流活性化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社共立メンテナンス
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第26号

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を下記のとおり変更することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等（平成20年佐渡市告示第55号）の一部を次のように変更する。

第3条中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第27号

財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館用地）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 土地の所在、地目及び面積

土地の所在	地目	面積（㎡）
佐渡市小木金田新田149番12	雑種地	319
佐渡市小木金田新田149番13	雑種地	659
佐渡市小木金田新田150番3	宅地	1,616 67
佐渡市小木金田新田150番7	宅地	656 37

- 2 無償譲渡の相手方 佐渡市小木金田新田148番地1
公益財団法人鼓童文化財団
理事長 五十嵐 実

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第28号

市道路線の認定について

下記の路線を市道路線に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
寺田線支線3号	佐渡市羽茂本郷 504番7地先	佐渡市羽茂本郷 504番1地先	102.0	6.0～14.0

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第29号

市道路線の変更について

別紙の路線を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

別紙

路線名		起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
泉88号線	旧	佐渡市泉乙 85番1地先	佐渡市泉乙 84番地先	46.0	2.0
	新	佐渡市泉乙 85番7地先	佐渡市泉 1658番地先	470.0	3.5~5.0
平清水20号線	旧	佐渡市平清水 1118番地先	佐渡市泉 1658番地先	500.0	1.2~3.5
	新	佐渡市平清水 1118番地先	佐渡市平清水 768番1地先	260.0	1.2~3.0
見立1号線	旧	佐渡市見立 393番地先	佐渡市見立 330番子地先	499.5	2.6~6.6
	新	佐渡市見立 393番地先	佐渡市北小浦 458番3地先	899.5	2.6~6.6
平松2号線	旧	佐渡市平松 245番10地先	佐渡市平松 218番地先	676.8	2.1~12.6
	新	佐渡市平松 245番10地先	佐渡市平松 240番12地先	970.5	2.1~12.6

議案第30号

佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年3月2日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成28～30年度）（第2次変更）別紙添付）

- 議案第31号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第32号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第34号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第35号 平成29年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第36号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第38号 平成29年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第39号 平成29年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第40号 平成29年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第41号 平成29年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第42号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第44号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第45号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第46号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第47号 平成30年度佐渡市下水道特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第48号 平成30年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第49号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第50号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第51号 平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第52号 平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第53号 平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第54号 平成30年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第55号 平成30年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第56号 平成30年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第 1 号

《平成 29 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 1 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・大規模断水災害の対応に係る経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	50,625,234
補正額	16,000
累計予算額	50,641,234

3. 財源内訳

(単位：千円)

繰入金	16,000
-----	--------

4. 補正項目

(単位：千円)

○災害応急対応事業【防災管財課】

補正額：16,000

(事業内容)

- ・大規模断水に対応するため要請した自衛隊及び日本水道協会の応援活動経費

議案第 3 1 号

《平成 2 9 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 1 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・大規模漏水被災世帯に対する見舞金を計上
- ・道路除雪経費の増額計上
- ・その他の経費については、1 2 月補正予算編成後の事由による緊急性のある経費と不用額の見込みに伴う減額等について計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	50,641,234
補正額	△ 749,413
累計予算額	49,891,821

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	△705,936
県支出金	243,144
繰入金	151,925
市債	△321,500

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○災害応急対応事業【防災管財課】

補正額：15,886

(事業内容)

1 月下旬の寒波による漏水被災世帯のうち市民税非課税世帯でかつ 6 5 歳以上の高齢者のみの世帯に対し、1 世帯当たり 5,000 円の見舞金を支給する

○道路除雪事業【建設課】

補正額：486,032

(事業内容)

道路除雪の経費について増額計上

議案第32号

《平成29年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 保険給付費の所要額の増額計上及び共同事業拠出金の所要額の減額計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	7,623,671
補正額	△29,136
累計予算額	7,594,535

3. 財源内訳	(単位：千円)
国・県支出金	40,438
療養給付費等交付金	△20,000
共同事業交付金	△111,142
財政調整基金繰入金	61,568

4. 補正内容	(単位：千円)
保険給付費	85,500
共同事業拠出金	△111,143
償還金	△3,493

議案第 3 3 号

《平成 29 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)概要》

1. 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上等

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	726,542
補正額	△5,366
累計予算額	721,176

3. 財源内容

(単位：千円)

現年度分特別徴収保険料の増額	1,342
現年度分普通徴収保険料の増額	447
一般会計繰入金の減額	△7,155

4. 補正内容

(単位：千円)

○総務費

- ・ 後期高齢者医療給付事務委託料 △500

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 現年度保険料本算定増加分 1,789
- ・ 基盤安定負担金減額分 △6,655

議案第34号

《平成29年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・繰越明許費を計上するもの

2. 繰越予算規模

(単位：千円)

- ・繰越明許費

676,015

3. 繰越財源見込み内訳

・国庫支出金	298,450
・諸収入	5,000
・市債	317,000
・一般財源	55,565

4. 繰越見込み額内容

(単位：千円)

○下水道建設費

・測量設計委託料（金井等）	21,110
・污水管渠工事（金井等）	547,488
・水道管等補償費（金井等）	67,417

○漁業集落排水管理費

・污水管渠工事（畑野）	40,000
-------------	--------

議案第35号

《平成29年度 佐渡市小水力発電特別会計補正予算(第1号)概要》

1. 補正予算について

- ・小水力発電売電料収入の増額に伴う基幹水利施設管理費繰り出し金増額の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	25,100
補正額	10,200
累計予算額	35,300

3. 財源内容

(単位：千円)

小水力発電売電料収入の増額	10,200
---------------	--------

4. 補正内容

(単位：千円)

○農林水産事業費

・基幹水利施設管理費繰り出し金	10,200
-----------------	--------

議案第36号

《平成29年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績確定見込に伴う補正

歳入では施設介護サービス費を減額し、短期入所生活介護費及び居宅介護サービス計画費並びに一般会計繰入金を増額

歳出では一般管理費と介護サービス費の減額を計上

2. 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	480,435
補正額	△9,300
累計予算額	471,135

3. 主な財源内訳 （単位：千円）

短期入所生活介護費	3,300
居宅介護サービス計画費	200
施設介護サービス費	△14,000
自己負担金収入	△5,800
一般会計繰入金	7,000

4. 主な補正内容 （単位：千円）

一般管理費の減額	△8,200
介護サービス費の減額	△1,100

議案第37号

《平成29年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第3号)概要》

1. 補正予算について

- ・実績確定見込に伴う補正
歳入ではサービス収入の減額と一般会計繰入金の増額
歳出では一般管理費の減額を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	602,426
補正額	△17,450
累計予算額	584,976

3. 主な財源内容

(単位：千円)

サービス収入	△77,386
一般会計繰入金	59,936

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○介護老人保健施設費

- ・一般管理費 △17,450
(賃金・共済費・需用費・委託料・負担金等)

議案第38～40号

《平成29年度 佐渡市各財産区特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

国立研究開発法人 森林研究整備機構 森林整備センター造林事業受託事業費の減額

※水源林造成事業の予算が縮減された影響で、当初見込んでいた保育施業及び作業道整備の事業費を減額するもの

2. 予算規模及び主な事業 (単位：千円)

■ 二宮財産区特別会計

補正前の額	14,230
補正額	△ 6,692
累計予算額	7,538

・主な財源内訳

諸収入（造林事業受託収入）	△ 6,692
---------------	---------

■ 新畑野財産区特別会計

補正前の額	6,601
補正額	△ 4,912
累計予算額	1,689

・主な財源内訳

諸収入（造林事業受託収入）	△ 4,912
---------------	---------

■ 真野財産区特別会計

補正前の額	6,177
補正額	△ 6,000
累計予算額	177

・主な財源内訳

諸収入（造林事業受託収入）	△ 6,000
---------------	---------

議案第 4 1 号

《平成 29 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 3 号） 概要》

【平成 29 年度補正予算（第 3 号）（病院事業全体）】

- ・ 予算上の収支は、△186,741 千円の赤字予算
- ・ 患者数予想の修正による補正
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	2,085,411	△222,016	1,863,395
支出	2,268,823	△218,687	2,050,136
収支	△183,412	△3,329	△186,741

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,601,802	△191,165	1,410,637	483,609	△30,851	452,758
支出	1,694,363	△209,904	1,484,459	574,460	△8,783	565,677
収支	△92,561	18,739	△73,822	△90,851	△22,068	△112,919

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	28,500	0	28,500
支出	32,871	△495	32,376
収支	△4,371	495	△3,876

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	10,095	0	10,095	18,405	0	18,405
支出	13,485	△495	12,990	19,386	0	19,386
収支	△3,390	495	△2,895	△981	0	△981

【平成 29 年度補正予算（第 3 号）（両津病院）】

[主な内容]

- ・ 予算上の収支は、73,822 千円の赤字予算
- ・ 院外処方 of 全面導入により薬剤費が減少。
- ・ 調剤料及び外来患者数の減により外来収益が減少。
- ・ 一般会計繰入金 of 精算により 4,416 千円の補正増。
- ・ 看護師の随時募集採用予定 3 名分及び薬剤師 1 名分を補正減。

【平成 29 年度補正予算（第 3 号）（相川病院）】

〔主な内容〕

- ・ 予算上の収支は、112,919 千円の赤字予算
- ・ 病床利用率に関しては、12 月までの実績を考慮し 81.9%で算出。
- ・ 一般会計繰入金精算により 3,350 千円の補正増。
- ・ 看護師の随時募集採用予定 1 名分、薬剤師 1 名分を補正減。

議案第42号

《平成29年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

収益的収入	・ 企業債の減額
	・ 国庫補助金の減額
	・ 工事負担金の増額
	・ 出資金の減額
資本的支出	・ 建設改良費の減額

2. 予算規模

資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,582,221	支出	補正前の額	2,180,232
	補正額	△216,698		補正額	△208,074
	累計予算額	1,365,523		累計予算額	1,972,158

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	8,624
---------------------	-------

4. 主な補正内容

資本的収入 (単位：千円)

企業債	△ 93,200
・ 企業債：国庫補助事業の減額配分による起債借入の減額	△ 93,200
国庫補助金	△101,149
・ 国庫補助金：生活基盤施設耐震化等交付金の減額	△101,149
工事負担金	10,751
・ 工事負担金：水道管移設工事負担金の増額	10,751
出資金	△ 33,100
・ 出資金：他会計出資金に係る一般会計繰入金の減額	△ 33,100

資本的支出 (単位：千円)

建設改良費	△208,074
・ 施設改良費：設計業務委託料の減額	△ 14,841
・ 工事請負費の減額	△193,233

議案第44号

《平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

1、 当初予算について

平成30年4月からの国民健康保険制度改正により、財政運営が都道府県に移行することに伴い、新設及び削除される項目を踏まえ編成を行った。

2、 主な改正

市は事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は県が市に支払うこととなる。
また、国庫負担金については、市の歳入から県の歳入となる。

3、 予算規模

予算総額 6,137,000千円（対前年比 △1,359,000千円 18.1%減）

4、 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

（単位：千円）

項目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	1,119,966	1,299,480	△ 179,514	事業費納付金による試算
国庫支出金	1	1,537,065	△ 1,537,064	制度改正により県の歳入となるため減
県支出金	4,480,398	348,108	4,132,290	保険給付にかかる交付金及び特定健診負担金等
繰入金	503,262	522,978	△ 19,716	保険基盤繰入金、出産一時金繰入金、職員給与費等繰入金の減
その他歳入	33,373	36,528	△ 3,155	
療養給付費等交付金	0	138,887	△ 138,887	削除項目：制度改正により県の歳入となるため
前期高齢者交付金	0	1,912,887	△ 1,912,887	削除項目：制度改正により県の歳入となるため
共同事業交付金	0	1,700,067	△ 1,700,067	削除項目：制度改正により事業廃止のため
歳入 合計	6,137,000	7,496,000	△ 1,359,000	

〈歳出〉

項目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	76,278	82,636	△ 6,358	システム改修費の減
保険給付費	4,431,736	4,429,094	2,642	事業費納付金の算定額に試算による
国民健康保険事業費納付金	1,544,900	0	1,544,900	新設項目：制度改正により県へ納付する額
保健事業費	74,867	73,376	1,491	特定健診等にかかる臨時賃金の増
その他歳出	6,213	6,617	△ 404	
予備費	3,006	65,820	△ 62,814	計上額の見直しによる減
後期高齢者支援金等	0	820,265	△ 820,265	削除項目：制度改正により県の歳出となるため
前期高齢者納付金等	0	2,996	△ 2,996	削除項目：制度改正により県の歳出となるため
老人保健拠出金	0	34	△ 34	削除項目：制度廃止のため
介護納付金	0	315,093	△ 315,093	削除項目：制度改正により県の歳出となるため
共同事業拠出金	0	1,700,069	△ 1,700,069	削除項目：制度改正により事業廃止のため
歳出 合計	6,137,000	7,496,000	△ 1,359,000	

改革後の国保財政の仕組み

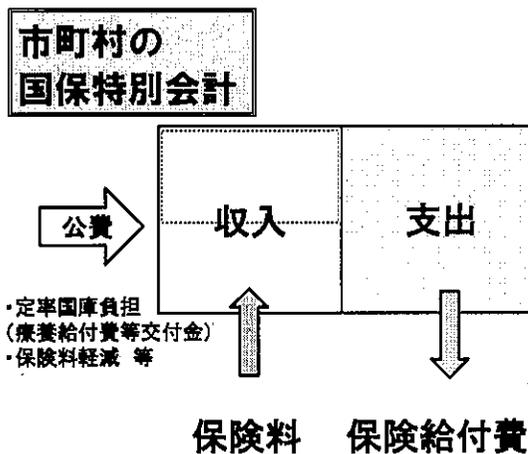
○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

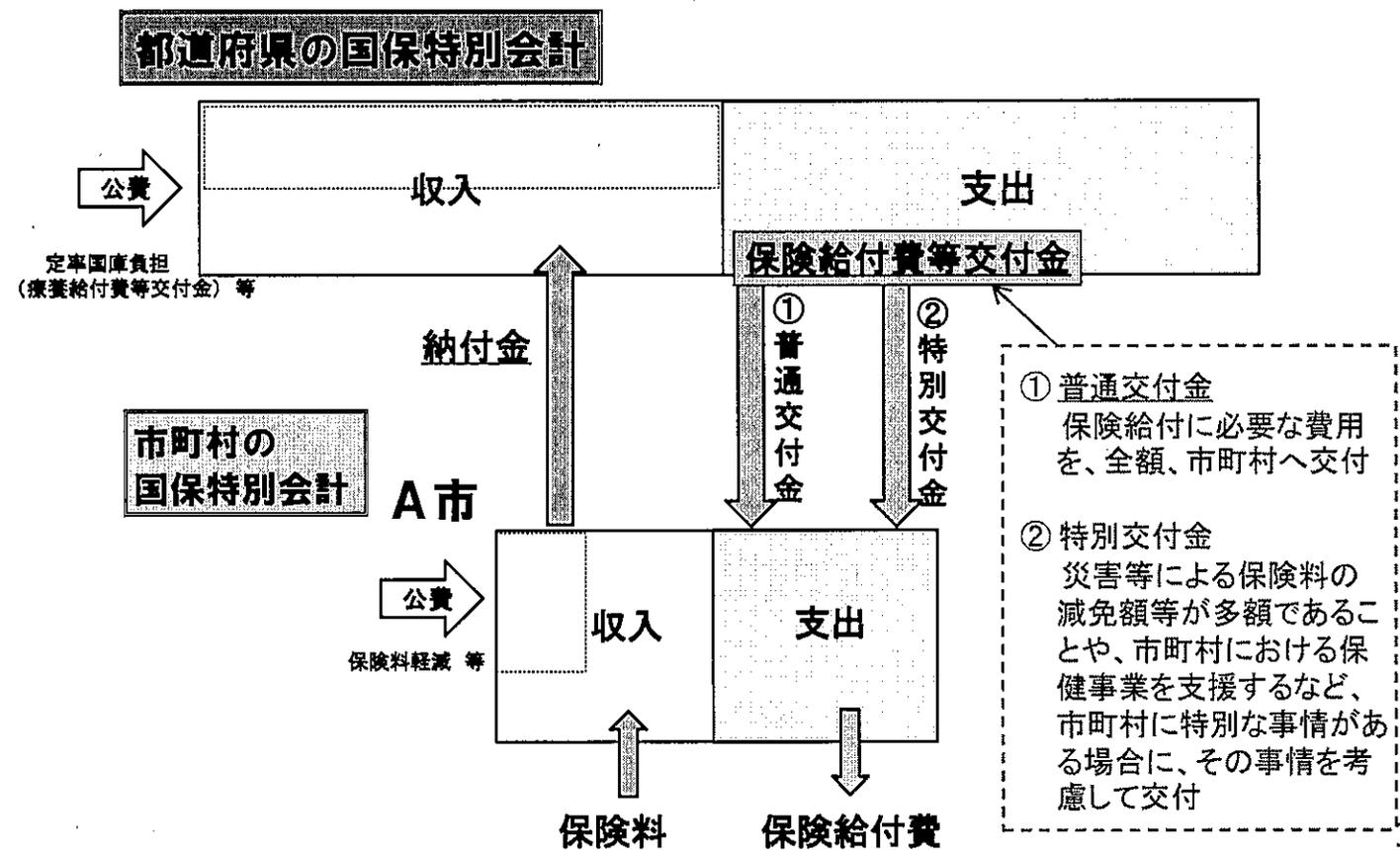
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行



改革後



議案第45号

《平成30年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上し編成。

2. 予算規模

予算総額 747,800 千円（対前年比 35,600千円 5%増）

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目名	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差引増減	増減事由
後期高齢者医療保険料	473,348	444,866	28,482	賦課見込額の増
使用料及び手数料	101	101	0	
国庫支出金	605	0	605	システム改修費用補助金
繰入金	261,429	262,083	△ 654	
繰越金	1	1	0	
諸収入	12,316	5,149	7,167	派遣職員人件費負担金の増
合 計	747,800	712,200	35,600	

<歳出>

(単位：千円)

項目名	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差引増減	増減事由
総務費	38,280	35,716	2,564	標準システム端末入替による増 人間ドック委託料の増
後期高齢者医療 広域連合納付金	708,319	675,283	33,036	賦課見込額の増加による負担金の増
諸支出金	1,201	1,201	0	
合 計	747,800	712,200	35,600	

4. 30年度保険料率について

- ・均等割額 36,900円（1,600円の引き上げ）
- ・所得割率 7.40%（0.25%の引き上げ）

議案第46号

《平成30年度佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

平成30年4月から予定されている制度改正等を踏まえ、被保険者数及び保険給付並びに地域支援事業の動向等を加味し、予算編成した。

2. 予算規模

予算総額 8,576,800千円 (対前年比 104,500千円 1.2%増)

3. 主な歳入歳出の内容

＜歳入＞

(単位：千円)

項 目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差引増減	備 考
介護保険料	1,557,712	1,470,145	87,567	第7期介護保険事業計画(H30～H32)の介護保険料改定に伴う増加 (標準月額:5,800円→6,200円)
国庫支出金	2,303,127	2,224,777	78,350	介護給付費及び地域支援事業負担金
支払基金交付金	2,202,199	2,260,116	△ 57,917	介護給付費及び地域支援事業交付金 (2号被保険者負担分) 負担割合28%→27%
県支出金	1,225,510	1,209,155	16,355	介護給付費及び地域支援事業負担金
繰入金	1,273,934	1,293,442	△ 19,508	介護給付費、地域支援事業、低所得者の保険料軽減負担金及び事務費繰入金
その他の歳入	14,318	14,665	△ 347	事業所指定等手数料
合 計	8,576,800	8,472,300	104,500	

＜歳出＞

(単位：千円)

項 目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差引増減	備 考
総務費	198,127	196,746	1,381	人件費、一般管理費及び介護認定事務費等
保険給付費	7,975,033	7,913,526	61,507	居宅サービス費、施設サービス費、地域密着型サービス費等
地域支援事業費	398,216	356,678	41,538	介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業
基金積立金	26	24	2	
公債費	1	1	0	
諸支出金	2,397	2,342	55	第1号被保険者保険料還付金等
予 備 費	3,000	2,983	17	
合 計	8,576,800	8,472,300	104,500	

議案第47号

《平成30年度 佐渡市下水道特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

平成30年度下水道特別会計は、下水道建設事業の縮減による下水道債借入の抑制により残債の減少を図り、会計健全化をめざし予算編成した。

2. 予算規模	(単位：千円)
当初予算額	3,463,000
前年度当初予算額	3,350,100
予算額増減	112,900
対前年比	3.4%

3. 財源および歳出内訳

財源		歳出		(単位：千円)
負担金・分担金	118,199	下水道総務費	179,531	
使用料等	624,855	下水道管理費	678,225	
国庫支出金	400,000	下水道建設費	920,543	
県支出金	11,154	農集管理費	5,945	
繰入金	1,792,589	漁集管理費	52,002	
市債	482,200	公債費	1,625,753	
その他財源	34,003	一般会計繰出金	1	
		予備費	1,000	

4. 主な事業 (単位：千円)

○下水道特別会計【上下水道課】予算額 : 3,463,000千円

(事業内容)

下水道総務費		
○人件費		57,695千円
○事務費等 (報奨費、需用費、委託料、公課費等)		121,836千円
下水道管理費		
○浄化センター維持管理費		678,225千円
下水道建設費		
○人件費		47,784千円
○建設事業費	測量試験費	51,000千円
	本工事費 汚水	773,924千円
	補償費等その他	47,835千円
農業集落排水管理費		5,945千円
漁業集落排水管理費		52,002千円
公債費		
○公債費償還元金		1,225,618千円
○公債費償還利子		399,635千円
○一次借入金利子		500千円
繰出金		
○一般会計繰出金		1千円
予備費		
○予備費		1,000千円

議案第48号

《平成30年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

平成30年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額

35,300

3. 財源および歳出内訳

財源

歳出

(単位：千円)

発電売電料収入 . . . 35,299

発電事業費 . . . 35,300

その他財源 . . . 1

4. 主な事業

(単位：千円)

○小水力発電特別会計【農林水産課】予算額 : 35,300千円

(事業内容)

発電事業費

○光熱水費	726千円
○修繕料	500千円
○手数料	156千円
○施設管理業務委託料	831千円
○水利使用料	154千円
○基金積立金	8,235千円
・施設修繕積立金	1,815千円
・施設更新積立金	6,420千円
○消費税	1,719千円
○一般会計繰出金	22,979千円
・基幹水利施設管理費	13,729千円
・施設整備費返済金	9,250千円

議案第49号

《平成30年度歌代の里特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人福祉施設事業の適確な運営のため、利用者の動向等を加味し、所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 463,900千円 (対前年比 -5,700千円 1.2%減)

3. 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

(単位：千円)

項目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	437,674	435,128	2,546	稼働率の増
使用料及び手数料	169	179	△ 10	
県支出金	1	1	0	
財産収入	1	1	0	
寄附金	1	1	0	
繰入金	22,020	30,302	△ 8,282	人件費の減額
繰越金	3,000	3,000	0	
諸収入	1,034	988	46	
合計	463,900	469,600	△ 5,700	

〈歳出〉

(単位：千円)

項目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差引増減	備考
特別養護老人ホーム費	462,899	468,599	△ 5,700	人件費の減額
諸支出金	1	1	0	
予備費	1,000	1,000	0	
合計	463,900	469,600	△ 5,700	

議案第50号

《 平成30年度 すこやか両津特別会計当初予算 概要 》

1. 当初予算について

介護老人保健施設事業の適確な運営のため、利用者の動向等を加味し、所要額を計上し

2. 予算規模

予算総額 572,400千円 (対前年比 △ 6,600千円 1.1 %減)

3. 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

(単位：千円)

項目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	比較	主な増減事由
サービス収入	416,032	413,858	2,174	稼働率の増
使用料及び手数料	184	184	0	
県支出金	1	1	0	
寄附金	1	1	0	
繰入金	151,443	159,968	△ 8,525	稼働率の増
繰越金	4,000	4,000	0	
諸収入	739	988	△ 249	
合 計	572,400	579,000	△ 6,600	

〈歳出〉

(単位：千円)

項目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	比較	主な増減事由
一般管理費	451,628	458,041	△ 6,413	光熱水費負担金等の減額
介護サービス費	36,675	36,862	△ 187	手数料等の減額
公債費	83,696	83,696	0	
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合 計	572,400	579,000	△ 6,600	

議案第51～54号

《平成30年度 佐渡市各財産区特別会計予算 概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・造林事業費を計上（五十里財産区を除く。）

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■五十里財産区特別会計	<u>192</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：財産貸付収入184）	189
・主な事業	
財産区管理会の運営	138
(事業内容)	
財産区管理会を年間3回開催し、山林整備等について協議を行う。	
■二宮財産区特別会計	<u>1,730</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：財産貸付収入170）	174
諸収入（主なもの：造林事業受託収入1,500）	1,501
・主な事業	
分収造林事業（主なもの：作業道工事）	1,500
(事業内容)	
(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。	
■新畑野財産区特別会計	<u>1,593</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：物品売払収入200）	286
諸収入（主なもの：造林事業受託収入1,000）	1,001
・主な事業	
分収造林事業（主なもの：除伐事業）	1,000
(事業内容)	
(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。	
■真野財産区特別会計	<u>2,777</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：財産貸付収入172）	175
諸収入（主なもの：造林事業受託収入2,600）	2,601
・主な事業	
分収造林事業（主なもの：保育間伐事業）	2,600
(事業内容)	
(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。	

議案第55号

《平成30年度 佐渡市病院事業会計予算 概要》

【平成30年度予算額（病院事業全体）】

① 予算上の収支は、261,748千円の赤字予算

項目	H29当初	H30当初	比較増減 (対H29)
収益計	2,085,411千円	1,652,736千円	△432,675千円
費用計	2,250,125千円	1,914,484千円	△335,641千円
損益	△164,714千円	△261,748千円	△97,034千円

両津病院

【編成方針】

現在の医療水準を維持する中で、前年同規模以上の患者数確保と新たな診療報酬加算の獲得と経費の削減に取り組む。

【予算概要】

- ① 予算上の収支は、162,086千円の赤字予算
- ② 収入の基本である病床利用率に関しては、60床91.0%で算出。
- ③ 人員確保のため随時募集採用分として看護師2名分を計上。
- ④ 新病院建設に向け専従職員の配置と、委託業務予算を計上。

項目	H29当初	H30当初	比較増減 (対H29)
収益計	1,601,802千円	1,169,523千円	△432,279千円
費用計	1,689,683千円	1,331,609千円	△358,074千円
損益	△87,881千円	△162,086千円	△74,205千円

相川病院

【編成方針】

常勤医師2名の厳しい診療体制と患者数の減による、収益の減少を見込まざるを得ない。収支の改善を図るため、人件費の抑制、経費の削減に努める。

【予算概要】

- ① 予算上の収支は、99,662千円の赤字予算。
- ② 病床利用率に関しては、実績等を考慮し90.0%で算出。
- ③ 入院患者において、医療区分の高い患者割合の増を目指す。
- ④ 人員確保のため随時募集採用分として薬剤師1名、医療技術員1名、看護師1名分を計上。

項目	H29当初	H30当初	比較増減 (対H29)
収益計	483,609千円	483,213千円	△396千円
費用計	560,442千円	582,875千円	22,433千円
損益	△76,833千円	△99,662千円	△22,829千円

議案第56号

《平成30年度 佐渡市水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支では、高料金対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助及び合併特例債の活用により、水道事業債の借り入れを抑制し、水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・主な建設改良事業としては、老朽管更新事業、緊急時用連絡管事業及び配水管敷設替事業、施設更新事業を実施し、有収率向上と安心安全な水道水を安定供給することで持続可能な地域を創生する。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,719,521	当初予算額	2,388,684
前年度当初予算額	2,824,820	前年度当初予算額	2,047,815
予算額増減	△105,299	予算額増減	340,869

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		(2) 資本的収入及び支出	
・水道事業収益	2,753,418	・資本的収入	1,691,395
営業収益	1,483,700	企業債	694,000
営業外収益	1,269,716	国庫補助金	474,466
特別利益	2	工事負担金	140,850
・水道事業費用	2,719,521	出資金	382,079
営業費用	2,435,985	・資本的支出	2,388,684
営業外費用	280,165	建設改良費	1,570,376
特別損失	2,771	企業債償還金	818,308
予備費	600		

4. 主な事業

(単位：千円)

○老朽管更新事業（両津、相川、真野、小木地区） 予算額：959,905

老朽化した塩ビ管の破損による漏水事故、鋳鉄管の錆による濁りが発生しており、住民サービスの低下を招いている状況であるため、これら老朽管を更新し、安心安全な水道水を安定供給する。

○緊急時用連絡管事業（両津地区） 予算額：69,298

平成26年度から31年度までの計画で、両津地区吉井浄水場と歌代浄水場の間に相互連絡管を整備し、災害等緊急時における水道水の供給体制を確保する。

○配水管等敷設(替)事業（全地区） 予算額：259,300

他工事（国道、県道、市道、下水道など）に伴う配水管等の敷設替えを行う。

○施設増改良事業（両津、畑野、真野地区） 予算額：160,166

沿岸地区の施設を含め、安心、安全、持続可能な地域創生を念頭に施設を見直し更新する。